

新潟県公安委員会規則第2号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月22日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示、削除項及び別記様式の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。）に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">（選任及び解任の届出）</p> <p>第12条の2 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（試験の場所等）</p> <p>第20条 運転免許試験（以下「免許試験」という。）及び運転免許に関する審査並びに法第100条の2第1項に規定する再試験（以下「再試験」という。）は次の各号に掲げる場所において行う。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>長岡市上前島</u> （略）</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>別記様式第7の3 削除</p> | <p style="text-align: center;">（選任及び解任の届出）</p> <p>第12条の2 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>4 第1項の選任の届出があつた場合、その者が規則第9条の9に規定する要件を備えているときは、別記様式第7の3の安全運転管理者証又は副安全運転管理者証を交付する。</u></p> <p style="text-align: center;">（試験の場所等）</p> <p>第20条 運転免許試験（以下「免許試験」という。）及び運転免許に関する審査並びに法第100条の2第1項に規定する再試験（以下「再試験」という。）は次の各号に掲げる場所において行う。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>長岡市上前島町</u> （略）</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>別記様式第7の3</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">安全運転管理者 の証 副安全運転管理者</p> <p>（略）</p> |

第2条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第9を次のように改める。

検定員、指導員の記章の様式

1 技能検定員資格者記章



直径 20 ミリメートル
地質は金属製
地色は銀色
文字は金色
ネジ式

2 教習指導員資格者記章



直径 20 ミリメートル
地質は金属製
地色は銀色
文字は金色
ネジ式

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。